



船橋市補助金制度検討委員会報告書

船橋市補助金制度検討委員会

平成21年7月

【 目 次 】

はじめに	1
1 補助金制度検討の目的と経緯について	2
(1) 補助金制度検討委員会の設置	2
(2) 補助金制度検討委員会の審議経過	3
2 補助金の交付基準の策定について	4
(1) 交付基準（案）の作成	4
(2) 附帯意見	10
3 対象限定補助金の取り扱いについて	11
(1) 定義	11
(2) 範囲	11
(3) 審査手順	12
(4) 審査結果	12
(5) 効果額と補足意見	15
4 新しい補助金制度の提案について	17

資料編

- (資料1) 船橋市補助金制度検討委員会設置要綱
- (資料2) 補助金制度検討委員会名簿
- (資料3) 補助金制度検討委員会審議経過
- (資料4) 対象限定補助金審査結果一覧表
- (資料5) 補助金点検シート（特定団体用）の審査結果個票

はじめに

船橋市の補助金制度は、市の政策を実現するため、市民の協力のもと、地域を活性化し、様々な領域において貢献してきた。

しかしながら、市民ニーズは多様化しており、限られた財源を効率的に運用するためには、行政の努力はもとより、市民の保有する能力を社会に積極的に活かすことが必要である。

補助金は市民の貴重な税金で賄われていることから、公益上の必要性が客観的に認められ、公平性が確保され、そして公正で透明な手続きによって決定されなければならない。

検討委員会では、この理念のもと、策定が求められていた交付基準、評価基準の内容、手段が目的化する傾向がある個々の団体補助金の取り扱い、および新たな市民活動に対する補助のあり方について、第三者の視点から慎重に検討してきた。

本報告書は、その検討の結果と提言をまとめたものであり、“生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし”のまちづくりのため、より効果の高い補助金制度に改革するとともに、市民の自発的な公益活動を支援することにより、船橋市が協働のまちづくりを進展させ、益々発展することを期待する。

1 補助金制度検討の目的と経緯について

(1) 補助金制度検討委員会の設置

船橋市では、平成11年2月に策定した船橋市第3次行政改革大綱で、補助金の見直しが行政改革の推進事項とされ、団体等への補助金額の一律10%の削減が実現したものの、交付基準の策定や第三者機関の設置は道半ばであった。

このことから、平成12年に策定した船橋市基本計画において、健全な財政運営を図るうえで、団体などへの補助金などについては、交付基準の策定や第三者機関の設置により、公平な見直しを図るとした。

また、市の補助金は、平成18年度の包括外部監査において、支出の共通基準がなく、補助実態も公表されていないことから透明性・公平性の観点から問題を指摘され、公益性を判断する基準とともに統一的な基準を策定して、客観的な審査のシステム化が必要とされた。

さらに、市では、協働のまちづくりを進める上で、自発的な公益活動を促進・支援する新たな補助制度の創設も課題となっており、厳しい財政状況の中では、既存の補助金を再検証し、補助対象や範囲を見直して、その財源を新しい補助制度に投入することを検討する必要があった。

こうしたことから、市は庁内プロジェクトを設置し、既存補助金及び他市の事例を調査し、課題の把握に努め、補助金等のあり方について検討を行うため、平成20年10月7日に第三者機関として船橋市補助金制度検討委員会（資料1「船橋市補助金制度検討委員会設置要綱」のとおり）を設置した。

委員会は、大学教授2名、行政パートナー2名、公認会計士、人権擁護委員の計6名（資料2「補助金制度検討委員会名簿」のとおり）で構成され、次の3つの事項について検討し、その結果を報告するよう市から要請を受けた。

1. 補助金交付基準のあり方について
 - ・公益性、公平性、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすため、遵守事項など、共通かつ客観的な交付基準（案）の作成。
2. 対象限定補助金の取扱いについて
 - ・交付基準に基づいて、客観的に点検するシステムの構築と対象限定補助金の個別審査。

3. 新しい市民活動に対応する補助制度について

- ・協働のまちづくりにふさわしい、市民の自発的な公益活動を促進・支援する公平性・透明性の高い新しい補助制度の提案。

(2) 補助金制度検討委員会の審議経過

平成20年10月7日に、委嘱状の交付式と第1回補助金制度検討委員会が開催され、本報告書の提出に至るまで、延べ12回にわたり審議（資料3「補助金制度検討委員会審議経過」のとおり）を行った。

第1回では、武藤委員を委員長に、岡田委員を副委員長に選出し、委員会の役割である検討事項について確認、交付対象が限定されている補助金89事業を点検の対象として確定し、交付基準のあり方について議論した。

第2回から第4回までは、補助金の統一的な交付基準を策定するために、現行補助金制度の現状を把握する必要があることから、交付基準の要素となる公益性、必要性、効果性及び公平性の観点から客観的に評価する試行用の補助金点検シートを作成し、補助事業の所管課から直接ヒアリングにより、試行的に審査（サンプル事業審査）しながら、判断基準を作成するとともに交付基準の要素を具体化していった。

第4回と第5回では、これまでの議論の中から補助金点検シートに盛り込まれた評価項目を交付条件と見直し基準として交付基準（案）を作成し、各委員の意見を集約しながら、補助金点検シートの有用性を検証し、交付基準（案）における補助金の定義や見直しの基準を確定させた。

第6回から第9回までは、交付対象が限定されている補助金89事業について、補助金点検シートを使って、所管課による事前評価を基に、委員会として審査し、その適否と今後の改善の方向性を決定した。

第10回から最終回の第12回までは、89事業の審査結果を確定し、新しい補助金制度について議論し、委員会報告書を作成した。

2 補助金の交付基準の策定について

(1) 交付基準（案）の作成

市の補助金制度の課題を見出すため、補助事業の担当課からヒアリングしながらサンプル事業審査を実施した結果、個別の条例、規則や要綱等が定められていない補助事業が多く、目的、交付要件、補助額の算出根拠等が内部的な取扱いとなっており、市民への説明には配慮されていない状況が見られた。

また、「船橋市の補助金等の交付に関する規則」は、補助金の交付手続きを定めているものであるため、公益上の必要性についても明確な基準はなく、その説明も不十分であったことから、補助金の適正な交付及び執行が、客観的に認識できるような交付基準の必要性も明確になった。

統一的な交付基準を作成するには、誰もが申請できる補助事業もあることから、対象範囲を交付先が固定化され、公平性の観点から問題が生じやすい対象限定補助金に限定して考え、補助金交付の原則、補助事業の内容と対象及びサンプル事業審査の結果から明らかとなった補助事業の要素から一般的交付条件を抽出した。

また、透明性確保の観点から、補助事業の目的、内容、交付要件、算定基準等を明示した交付要綱等の整備と公開の必要性についても明記する必要がある。

さらに、補助金は対価を求めないが、成果は期待するものであることから、既存の対象限定補助金の効果の検証を行うため、見直しの基準及びそれを基にした補助金点検シートを作成し、被補助団体の活動と財務状況は、市民への説明責任からも明確にして、客観的な事業評価を実施するものとし、制度の見直しについては5年、同一補助団体等への補助は3年以内に見直しを行う事とした。

こうした内容を網羅し、市において実際に適用できるように、次頁の「船橋市補助金の交付に関する基準（案）」を作成した。

この交付基準（案）は、検討委員会で個々に審査を行って導き出した基準であることから、交付対象が限定されている補助金を対象としているが、その他の補助事業であっても、この基準に準じて対応することが望ましい。

船橋市補助金の交付に関する基準（案）

1. 目 的

この基準は、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、補助金を効果的・効率的に運用されるように、公平性・公正性・透明性を確保し、市民に対して補助金交付の基準等を明らかにするとともに、補助金の適正な交付及び執行が図られるように定めるものである。

2. 定 義

- （1）補助金 団体・企業を含む市民が自発的に行う事業や研究活動等において、船橋市が公益上の必要があると認めた場合に、その費用を援助するもの。
- （2）交付条件 補助金を交付する際に配慮しなければならない条件として定めるもの。

3. 交付原則

補助金の交付にあたっては、公平性、公正性及び透明性が求められるとともに、不特定多数の市民の利益に配慮しなければならない。

公益性が認められない場合、法令等に抵触する場合、営利を目的とする場合及びもっぱら特定の者の利益となるような場合には、交付してはならない。

また、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき、補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したときは、規則第16条の規定により、市長は補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

4. 補助事業等の内容

補助の対象となる事業等は、次に掲げるいずれかの内容に該当するものとする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号。以下「NPO法」という。）別表に掲げる活動に該当するもの
- （2）その他「市民協働の促進」、「船橋市の付加価値の向上」及び「行政コストの縮減」など、その効果が本市の行政目的の達成につながるもの

5. 対象範囲

- (1) この基準は、補助金のうち、個人（世帯）、特例民法法人となる公益法人、地方公営企業に対する補助金、法令に基づき交付しなければならない補助金を除き、交付先が特定されている団体等（以下「特定団体等」という。）を補助対象者として交付される補助金（以下「対象限定補助金」という。）を対象とする。
- (2) 特定団体等が行う活動は、営利を目的としない、NPO 法第2条第2項第2号イ、ロ、ハに該当するものでなければならない。

6. 対象限定補助金の交付条件

- (1) 公益性 補助制度と特定団体等の活動が、広く市民の利益に貢献していること
- (2) 公平性 誰でもが被補助者となれるよう窓口が開かれていること
- (3) 効果性 補助制度による明らかな成果や効果が期待できること
- (4) 必要性 市が補助を行う必要性があり、市以外のものが代替することができないこと
- (5) 制度の的確性 補助制度が、原則として目的、指標化された目標、対象の事業・経費・範囲及び水準等、必要な要件を具備していること
- (6) 対象の適格性 特定団体等の設置の目的、組織、活動内容及び財務状況等において、補助団体としての適性が認められ、会計監査や活動の評価について自主点検できる仕組みがあること

7. 透明性の確保(根拠の整備と情報公開)

補助金の適正化と透明度を高めるため、補助金の根拠となる例規や要綱等を整備し、制度と効果の周知など、市民への情報公開に努めるものとする。

なお、補助金の交付に際しては、規則に基づき、適切な交付を行うものとする。

8. 効果の検証と見直しの基準

市長は、補助金を交付しようとする際に、補助事業に対する具体的な成果等について把握するとともに、事業の終了後、被補助者に対し前項6の交付条件に基づき客観的な評価を提出させ、公表するものとする。

また、市長は、補助事業の開始前と実施後に別に定める「補助金点検シート」により点検を行い、次のいずれかに該当した場合は、必要に応じて廃止・

縮小、整理・再編、制度改正などの措置をとるものとする。

- (1) 事業の目的並びに内容が不明確な場合
- (2) 補助対象となっている特定団体等の事業及びその内容と同様の活動をしている団体等に、補助金を支出できない場合
- (3) 他市の補助制度の有無、対象、範囲、水準等を比較して、著しく均衡を欠いている場合
- (4) 所期の目的を達成、またはその意義が薄れてきたと認められる場合
- (5) 廃止又は縮小しても重大な影響がないと認められる場合
- (6) 補助金額が1団体当たり10万円未満の零細な事業等で、事業効果が期待できないと認められる場合
- (7) 点検シートによる評点が著しく低い場合
- (8) 補助の目的以外の事業を行ったと判断される場合
- (9) 対象となる補助事業等と経費が明確となっていない場合
- (10) 合理的な理由なく、補助率が10%以上50%以内で設定されていない場合
- (11) 補助金の使途に、特定団体等の内部経費又は個人的消費と見られる経費が含まれている場合
- (12) 制度の見直しについては5年、同一の特定団体等への補助は3年以内に、見直しを行っていない場合
- (13) 補助対象事業が、他の補助金や助成などとの二重助成と認められる場合
- (14) 合理的理由がなく繰越金等の額が補助金額を上回る、団体等の財務状況が良好で自己資金で運営が可能であるなど、財務的な効果が薄いと認められる場合

9. 補助金の性質による特記事項

- (1) 市長は、この基準が対象とする補助金以外の補助金にあっても、この基準の趣旨に準拠して適正な交付に努めるものとする。
- (2) この基準は、新たな補助の必要がある市民団体の発足時や新しい市民活動への特別な補助制度については、適用しない項目がある。

附 則

この基準は平成 年 月 日から施行する。

補助金点検シート（特定団体用）

番号	補助事業名	被補助団体名	担当部署名			
				評価項目		
				配点		
				評点		
公益性 必要性	1	セーフティネットの確保に必要である（緊急かつ必要性がある＝2点、緊急ではないが必要性がある＝1点、緊急でも必要不可欠でもない＝0点）		2		
	2	市民と行政との役割分担に鑑み、市が補助すべき内容である（必需性・共同消費性とも高い＝2点、いずれかが高い＝1点、いずれも低い＝0点、）		2		
	3	被補助者以外の市民の利益となる活動を実施している（活動の大部分が該当＝2点、ほとんど実施していない＝0点、いずれとも言い難い＝1点）		2		
	4	社会・経済情勢の現代的ニーズに対応している（十分対応している＝2点、対応していない＝0点、いずれとも言い難い＝1点）		2		
効果性 公平性	5	補助金の交付に対して相応の効果がある事業内容である（十分な効果がある＝2点、効果がない＝0点、いずれとも言い難い＝1点）		2		
	6	被補助者以外の市民が事業に参加する機会が開かれている（すべての事業に参加できる＝2点、限られた事業のみ参加できる＝1点、参加できない＝0点）		2		
	7	他市と比べ適切な補助水準である（他市と同等＝2点、均衡を欠いている＝0点、その他＝1点）		2		
	8	類似の団体又は活動は全て補助対象となっている（なっている＝2点、補助対象となっていない類似の団体又は活動がある＝0点）		2		
制度的 的確性	9	総合計画や補助要綱等で当該補助の公益目的が明示されている（明確に示されている＝2点、明確ではないが記載がある＝1点、記載がない＝0点）		2		
	10	補助対象事業及び経費の設定をしている（いずれも設定している＝2点、いずれか一方を設定している＝1点、設定していない＝0点）		2		
	11	補助率を設定している（補助率が10～50％＝2点、10％未満・50％超～100％未満＝1点、補助率100％・補助率の設定がない＝0点）		2		
	12	終期、見直し時期または実施期間を設定している（5年以内に設定している＝2点、5年を超える期間を設定している＝1点、設定がない＝0点）		2		
対象の 適格性	13	抽出検査なども含め、被補助者の帳簿や領収書等で使途の確認を行っている（定期的に行っている＝2点、確認しない＝0点）		2		
	14	繰越金など余剰金額が補助金額未満である（補助金額未満である＝2点、補助金額以上だが合理的理由がある＝1点、補助金額以上で理由がない＝0点）		2		
	15	事務補助等の支援を重複して受けていない（重複支援なし＝2点、場の提供など事務補助以外の重複支援あり＝1点、事務補助を行っている＝0点）		2		
	16	被補助者の規約等に補助事業の公益性が謳われている（謳われている＝2点、謳われていない・規約等がない＝0点）		2		
※評価項目番号が黒塗りにになっている項目は、客観的な評価が困難と思われる項目なので、主観的に評価する。				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">得点率％ （評点／配点）</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	得点率％ （評点／配点）	
得点率％ （評点／配点）						
32						
特記事項						

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">総合評価</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">今後の方向</td> <td> <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 整理・統合 <input type="checkbox"/> 事業費補助への変更 <input type="checkbox"/> 新しい制度への移行 <input type="checkbox"/> 減額・上限設定 <input type="checkbox"/> 終期設定（期間限定） <input type="checkbox"/> 支出科目見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他（ ） </td> </tr> </table>	総合評価		今後の方向	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 整理・統合 <input type="checkbox"/> 事業費補助への変更 <input type="checkbox"/> 新しい制度への移行 <input type="checkbox"/> 減額・上限設定 <input type="checkbox"/> 終期設定（期間限定） <input type="checkbox"/> 支出科目見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他（ ）
総合評価					
今後の方向	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 整理・統合 <input type="checkbox"/> 事業費補助への変更 <input type="checkbox"/> 新しい制度への移行 <input type="checkbox"/> 減額・上限設定 <input type="checkbox"/> 終期設定（期間限定） <input type="checkbox"/> 支出科目見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他（ ）				

<補助金事業評価の考え方>

補助金とは、団体・企業を含む市民が自発的に行う事業や研究活動等において、船橋市が公益上の必要があると認めた場合に、その費用を援助するものである。
補助金の交付にあたっては、公平性、公正性及び透明性が求められるとともに、不特定多数の市民の利益に配慮しなければならない。

<評価項目説明>

項目 番号	語 句 説 明
1	「セーフティネット」とは、生活する上で最低限必要な健康保険、医療、社会福祉、公的扶助等の役割を果たすものをいい、もし、その補助制度がなければ生存が危うくなるようなものをいう。
2	「必需性」は、その補助事業がないと日常生活を送ることが困難になる市民がいるかという視点で判断する。 「共同消費性」は、市民であれば誰もが被補助団体等に加入することができ、補助を享受することができるかという視点で判断する。
3	「被補助者以外の市民の利益」とは、被補助団体等の活動が、他の市民や地域に恩恵をもたらしているかという視点で判断する。
7	「他市との比較」については、単に補助金額を比べるのではなく、例えば被補助団体構成員一人に対しての金額で比較するなど、条件を合わせて比較し、本市と同規模5市程度は比較対象として判断する。 また、他市には類似補助制度がない場合は評点0とし、船橋市だけの特色ある補助制度であると判断する場合には、理由を特記事項に記載する。
9	「総合計画」に個別計画は含まない。 「補助の公益目的が明確に示されているか」とは、補助することによって、どういう公益目的が達成されるのかが明示されているか、により判断する。
10	「補助対象事業」とは、全活動のうち補助金の対象として限定された活動内容をいう。 「経費」とは、例えば「補助対象事業に要する経費のうち交際費、慶弔費及び食糧費を除く経費」など具体的に決められた経費のことをいう。 「設定」とは、要綱に記載はなくても決裁文等で実質的に定めてある場合を含む。
11	「補助率の設定」とは、計算上の実質補助率ではない。 「設定」とは、要綱に記載はなくても決裁文等で実質的に定めてある場合を含む。
12	「実施期間」とは、補助する期間のことをいう。 なお、5年前に見直したというだけでは、見直し期間を設定しているとはいえない。 「設定」とは、要綱に記載はなくても決裁文等で実質的に定めてある場合を含む。
14	「補助金額以上だが合理的理由がある」と評価した場合は、「収入があるまでの繋ぎ資金のため」等の合理的理由を特記事項に記載する。 なお「会費等の財源が余って繰越金が多い」というのは、合理的な理由とはいえない。

(2) 附帯意見

基準には明記されていないが、委員会の中で議論された意見を以下のとおりまとめたので、今後の補助金の運用にあたって留意されたい。

- ① 特定団体等への市からの補助金総額が年間1千万円を超える場合は、2年毎に評価を行うものとする。また、必要に応じて、公認会計士等の第三者による財務の検査を適宜行う必要がある。
- ② 被補助者の利用しやすさと、行政の説明責任のため、補助事業の整理・統合や交付窓口の統合など、市からの金銭支援全体が見渡せ、効率的に処理できるような仕組みにしていくことが必要である。
- ③ 貴重な税金の提供であることを、主催者側にも理解してもらうこと。そのためには、活動の成果などが社会に役立つように、行政側の姿勢や積極性が必要になってくる。内容によっては、補助事業の成果物として関係機関、学校などへの啓発や資料として活用するべきである。
- ④ 市民への情報公開の方法によっては、市民活動情報ネットなど、既存のIT媒体の有効活用や市民活動サポートセンター等での公開も考慮すべきである。

3 対象限定補助金の取り扱いについて

(1) 定義

「対象限定補助金」とは、補助金のうち、個人（世帯）、特例民法法人となる公益法人、地方公営企業に対する補助金、法令に基づき交付しなければならない補助金を除き、交付先が特定されている団体等を補助対象者として交付される補助金をいう。

(2) 範囲

市の平成20年度一般会計の当初歳出予算において、負担金補助及び交付金の総額は11,899,757千円（一般会計の当初歳出予算の8.2%）であり、この内、負担金は5,779,082千円、補助金は5,538,038千円、交付金は582,637千円である。

当検討委員会で個別審査の対象とした対象限定補助金は、補助金のうち、交付先が固定化している87事業と、支出区分は交付金であるが、同様の性質をもつ2事業の計89事業で、平成20年度予算総額は336,535千円、内訳は【表1】のようになる。

なお、負担金については、性質の違いから対象外とした。

【表1】対象限定補助金予算内訳

（金額は平成20年度当初予算）

予算区分	予算額（千円）
補助金	5,538,038
対象限定補助金（87事業）	334,265
交付金	582,637
対象限定補助金（2事業）	2,270
合計	6,120,675
対象限定補助金（89事業）	336,535

(3) 審査手順

審査にあたっては、多角的視点からできるだけ客観的に評価することが必要なことから、次の手順により進めた。

- ① 船橋市の補助金の実態を把握し、審査方法を考えるため、補助金額が高く、平成19年度に事務事業評価の性質を持つ「ふなばし行政サービス改善プラン（改定版）」で診断した事業を中心に、事業担当課のヒアリングを行った。
- ② 事業担当課のヒアリングに加え、庁内プロジェクトで実施した調査書、根拠となる要綱等、実績報告書、ふなばし行政サービス改善プランで作成したチェックシートを資料として試行的に審査を実施しながら、見直しの基準となる交付基準（案）及び補助金点検シートを作成した。
- ③ 補助金点検シートによる事業担当課の事前評価をもとに委員個々の評価を持ち寄り、協議して委員会としての評点・適否・改善の方向性及び補足意見からなる審査結果を決定した。

(4) 審査結果

対象限定補助金89事業の個別審査を実施し、その適否と今後の改善の方向を以下の9つに分類し、意見を付した。

個別審査の結果は、「補助金点検シート（特定団体用）の審査結果個票」（資料5）のとおりであり、今後の改善の方向別にまとめると【表2】及び「対象限定補助金審査結果一覧表」（資料4）のとおりとなる。

89事業のうち、評価項目の「公益性・必要性」の分野において、評点が低く「廃止」が妥当と判断されるものが19事業あり、その他の70事業においても、現状の制度で「継続」という結果はなく、すべての事業に何らかの改善が必要であるという結果になった。

なお、限られた時間と資料に基づいて審査したものであるが、できるだけ市民の目線での客観的な判断を行った。今後、市においては審査結果を踏まえて十分検討され、早期に補助金制度を改善するとともに、被補助団体の理解を得るよう努力されたい。

<今後の方向（9分類）>

- ① 継続
 - ・ 補助金の交付目的を十分に達成し、得点率が高く、効果が期待できるもの。
- ② 整理・統合
 - ・ 同一団体への類似補助や同一目的の複数補助があるなど、整理・統合により、事業の枠組みや支出方法を分かりやすい効率的なものに変更する必要があるもの。
- ③ 事業費補助への変更
 - ・ 運営費補助や明確に補助対象事業と経費が定められていないなど、公益事業と対象経費を明確に設定した事業費補助へ変更する必要があるもの。
- ④ 新しい制度への移行
 - ・ 現行の補助金を廃止し、新しい補助金制度「市民公益活動公募型支援事業」へ移行する必要があるもの。
- ⑤ 減額・上限設定
 - ・ 補助の必要性はあるものの、効果が大きいとはいえず、減額又は上限設定すべきもの。
- ⑥ 終期設定（期間限定）
 - ・ 効果を検証し、見直すため終期を設定する必要があるもの。
 - ※ 交付基準（案）に基づけば、今後は全補助事業に設定されることになる。
- ⑦ 支出科目見直し
 - ・ 必要な金額について、他の方法（負担金・交付金・委託料等）で支出を検討すべきもの。
- ⑧ 廃止
 - ・ 補助金点検シートの得点率が極めて低いことから一旦廃止し、利用可能となる新しい補助金制度で公益事業を実施することが妥当と判断されるもの。
 - ・ 自主財源が確保されており、自立が認められる団体であるため一旦廃止し、利用可能となる新しい補助金制度で公益事業を実施することが妥

当と判断されるもの。

- ・ 所期の事業目的が達成されていると認められるため一旦廃止し、利用可能となる新しい補助金制度で公益事業を実施することが妥当と判断されるもの。
- ・ 公益事業の効果が限定的である少額補助であるため一旦廃止し、利用可能となる新しい補助金制度で公益事業を実施することが妥当と判断されるもの。

⑨ その他

- ・ その他改善を要する事があるもの。

【表2】 審査結果のまとめ

(金額は平成20年度当初予算)

<方向性が重複していない事業数>

今後の方向	事業数	予算(千円)
「継続」	該当なし	0
「整理・統合」	21	83,769
「事業費補助への変更」	12	13,278
「減額・上限設定」	2	1,400
「終期設定(期間限定)」	1	1,875
「支出科目見直し」	2	86,408
「廃止(新しい補助金制度の利用を検討)」	19	22,475
合 計	57	209,205

<2種類の方向性が示された事業数>

今後の方向	事業数	予算(千円)
「整理・統合」「事業費補助への変更」	9	54,372
「整理・統合」「減額・上限設定」	1	430
「整理・統合」「廃止」※	1	150
「事業費補助への変更」「減額・上限設定」	5	25,242
「事業費補助への変更」「支出科目見直し」	4	21,465
「事業費補助への変更」「廃止」※	1	200
「新しい制度への移行」「廃止」※	1	1,690
合 計	22	103,549

※新しい補助金制度の利用を検討

＜3種類の方向性が示された事業数＞

今後の方向	事業数	予算（千円）
「整理・統合」「事業費補助への変更」「減額・上限設定」	2	6,261
「整理・統合」「事業費補助への変更」「廃止」※	3	10,960
「整理・統合」「支出科目見直し」「廃止」※	1	1,000
「事業費補助への変更」「新しい制度への移行」「廃止」※	1	3,260
「事業費補助への変更」「減額・上限設定」「支出科目見直し」	1	220
「新しい制度への移行」「支出科目見直し」「廃止」※	1	70
合 計	9	21,771

※新しい補助金制度の利用を検討

＜4種類の方向性が示された事業数＞

今後の方向	事業数	予算（千円）
「整理・統合」「事業費補助への変更」「減額・上限設定」「廃止」※	1	2,010
合 計	1	2,010

※新しい補助金制度の利用を検討

(注)「終期設定（期間限定）」は全補助金に波及予定

(5) 効果額と補足意見

【表2】の審査結果は、今後の方向が重複していることから、すべての効果額を算定することは困難であるが、廃止が妥当と判断する事業のうち、他の方向性と結果が重複していない19事業約22,500千円の削減効果が期待される。また、整理・統合、事業費補助への変更、新しい制度への移行、減額・上限設定、終期設定にも金額の削減が可能と判断できる事業があったことから、相応の削減効果が期待される。

また、補助金全体に対する委員会の意見は以下のとおりである。

1. 市の政策への位置付けを明確にし、公益事業に対する事業費補助に変更すべきである

運営費としての補助金の支出は、補助対象と必ずしもいえない経費までも含めてしまっていることから、効果の検証が困難であるため、公益事業の政策、施策への位置付けを明確にし、事業に直結する経費を設定し補助する必要がある。

2. 公平な補助金の支出を行うべきである

対象限定補助金は、交付先が固定化していることから公平性に問題がある。補助事業によっては、補助を受けている特定団体等の事業内容と同様の活動をしている団体等があるため、補助制度を市民に周知する必要がある。

3. 繰越金が多い団体への補助は見直すべきである

繰越金の内容が、翌年度への繋ぎ資金であるなどの合理的理由がある場合は別だが、独自財源を保有しており、毎年多額の繰越金が存在する団体には、補助金の効果が希薄であり、補助金交付の是非について検討する必要がある。

そして、自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという考え方に立って検討することが重要である。

4. 少額補助の廃止や類似事業の整理統合により、事業の効果を高めるべきである

少額の補助金の交付は、効率的でないうえ、広く公共の利益となっていない点で疑問があることから廃止とする。

また、補助金を複数の部署から同じ団体等に交付したり、同じ部署から目的の違う補助金を同じ団体等に交付している事業もあることから、整理統合し事業の可視化と効果性を高める必要がある。

5. 市と被補助団体の硬直化した関係を見直すべきである

長期に渡り、成果を求めないで補助してきた結果、交付を受けている団体補助金は、団体の自助努力を損ない、自主・自立した多様な事業の創出を妨げる結果となっている。

従って、団体等に対する補助金については、終期を設定して定期的に効果の検証と制度の見直しを行う必要がある。

6. 実績報告書は、明確に作成するべきである

被補助団体から提出される実績報告書（事業報告・収支報告）については、活動内容や補助金の使途が不明瞭であるものが多いため、市民に説明責任が果たせるよう、明確に作成してもらうように指導する必要がある。

7. 根拠法令を整備し、情報公開するべきである

補助金の支出根拠となる要綱等が整備されていない事業が多く見られた。また、要綱等が整備されていても、補助額の算定方法等が不明確であるものが多く、早急に根拠法令を整備し市民に公開する必要がある。

4 新しい補助金制度の提案について

市の補助金は、市が行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで、重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、市民ニーズが多様化・高度化し、行政サービスの一層の拡充が求められていることから、市民に最も身近な市町村は、総合的な市民サービスの実施主体として、地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応が必要となっている。

この期待に応え、限られた行政資源のもと、地域の課題を解決してまちづくりを進めるためには、市民と行政それぞれが、自立した対等の関係のもとに持てる力と知恵を出し合い補完し合う＝協働を推進する必要がある。そこで、市民による公益活動を行政が支援する補助金本来の役割に鑑み、市民協働の担い手を育成支援し、市民団体の自発的な公益活動の促進を図る新しい枠組みとして「船橋市市民公益活動公募型支援事業」の創設を提案する。

この新しい制度に、“補助（金）”ではなく“支援（金）”という名称を使用しているのは、従来の補助金は、市の施策として公益性を認めた事業に対して金銭援助するものであるが、長い間には公益性が不明確となり、市民と行政との関係を固定化させ、既得権化する傾向があることから、新しい制度では“協働”を基本理念に、質の高い公共サービスの提供を目的にプロジェクトとして捉えることから、既存の補助金制度とは理念を異にし、区別する意図によるものである。

「船橋市市民公益活動公募型支援事業」は、①市民団体が自発的に行う公益性の高い提案事業を公募によって選定する提案型、②行政の課題分野に対して、解決策を提案し市と協働で取り組む団体等を募集する応募型及び③公益事業を担う団体の立ち上げを支援する設立援助型の3種類の補助金で構成する。

制度の円滑な執行のためには、ボランティアの支援を活用した常設の相談窓口の設置や活動を活性化させる為のサポート体制の整備も検討する必要がある。

また、財源については、対象限定補助金の見直しによる削減額の一部を本補助金制度の原資とするとともに、市民の社会参加を促進し、善意が活かされる制度とするため、寄附金を募り、基金の設置等についても検討されたい。

船橋市市民公益活動公募型支援事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市民の公益活動に対する公募方式による補助金（以下「支援金」という。）の交付に関し、船橋市補助金の交付に関する基準（平成21年案 以下「基準」という。）に準拠して、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この要綱は、地域の活性化や住民福祉の増進など、市民活動団体と行政が自立した対等の関係のもとに協力し合い、共通の課題を解決するために、公募の方法により市民活動団体に対し、支援金を交付する船橋市市民公益活動公募型支援事業を創設することにより、協働の担い手を育成支援し、市民の自発的な公益活動の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象活動 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号。以下「NPO法」という。）別表に掲げる活動であって、活動営利を目的としない活動
- (2) 市民活動団体 公益の増進に寄与することを目的として、対象活動を行う団体
- (3) 被支援団体 支援金の交付が決定した市民活動団体
- (4) 提案型支援金 市民活動団体からの対象活動の提案を受けて、市が金銭支援を行うもの
- (5) 応募型支援金 市が特定する課題に対して、協働で取り組む市民活動団体を募集して、金銭支援を行うもの
- (6) 設立援助型支援金 設立から一年未満の市民活動団体のみに、例外的に運営的経費を含んだ金銭支援を行うもの

（支援対象経費）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、

別表1に掲げるとおりとする。

(支援金の額)

第5条 被支援団体に対する支援金の支援率及び限度額は、別表2のとおりとする。ただし、交付する支援金の総額は、予算で定めた額以内とする。

(交付期間)

第6条 被支援団体に対する支援金の交付期間(以下「支援期間」という。)は、3年以内で見直すこととし、継続の可否は毎年度審査するものとする。

(参加資格)

第7条 支援金の交付を受けることができる市民活動団体は、次の各号に掲げる要件を満たす市民活動団体とする。

- (1) 市内を主たる活動区域としていること。
- (2) 市内に事務所又は常設の連絡先があること。
- (3) 構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学する18歳以上の者で、5人以上で組織する市民活動団体であること。
- (4) 定款または規約を有していること。
- (5) 同一の対象活動に対して、他の補助金等を重複して受けていないこと。
- (6) NPO法第2条第2項第2号イ、ロ及びハに該当するもの

(参加方法)

第8条 支援金の交付を受けようとする市民活動団体(以下「参加団体」という。)は、交付を受けたい年度の前年度の市長が定める期日までに、船橋市市民公益活動公募型支援事業参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約または定款
- (2) 構成員の名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 活動内容及びその効果を確認できる資料
- (6) その他市長が必要があると認める書類

(所管課の指定)

第9条 市長は、前条の参加申込書の提出を受けたときは、協働事業を所管する組織（以下「所管課」という。）を指定し、参加団体及びその活動内容に関し、所管課の市民協働推進員から意見書を提出させるものとする。

(市民活動支援審査会)

第10条 市長は、第8条の参加申込書の提出を受けたときは、参加団体及びその対象活動が、支援金を交付すべき内容か否か判断するため、あらかじめ設置する船橋市市民活動支援審査会（以下「支援審査会」という。）に、評価・判定について諮るものとする。

2 支援審査会は、前項の参加申込書の内容を基準に基づいて評価・判定し、その結果を市長に提言しなければならない。

3 支援審査会の詳細は、市長が別に定める。

(被支援団体の決定)

第11条 市長は、支援審査会の審査結果を尊重して、参加団体及び対象活動を支援の対象とするか否かについて判断し、船橋市市民公益活動公募型支援事業採択・不採択通知書（様式第2号）により、速やかに当該参加団体に通知する。

2 採択の通知を受けた参加団体は、当該対象事業の開始年度当初に、規則第3条の規定に基づき交付申請を行うものとする。

3 市長は、規則第4条の規定に基づき、交付決定を行い、第6条の規定に基づき、交付決定の通知をするものとする。

(実績報告)

第12条 被支援団体は、支援対象事業が完了したとき（支援金の交付期間が複数年に及びときは毎年度末）は、規則第12条に基づき、実績報告書に必要書類を添付の上、市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則13条に基づき、その報告内容を精査し、交付すべき支援金の額を確定し、その旨を被支援団体に通知する。

(交付時期)

第14条 市長は、前条の規定により確定した額を規則第15条に基づき交付する。

(交付団体の公表)

第15条 市長は、被支援団体、対象活動及び支援金の交付額を広報その他適切な方法により公表するものとする。

(活動報告の発表)

第16条 補助金の交付を受けた対象団体は、活動内容を発表し、市の広報活動に協力するなど、市民の賛同を得られるよう努めるものとする。

(事務所管)

第17条 この要綱に基づく支援金に関する事務は、市民協働担当課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表1

支援対象経費（申請事業の実施に伴う経費）

費目	備考
賃金	設立援助型に限り認める。但し、臨時雇い賃金に限る
報償費	講師等謝金
交通費	講師等の活動場所までの交通費の実費
消耗品及び原材料費	会議資料、活動資料、材料費等（1品につき1万円未満の物品に限る。）
図書購入費	事業実施に関連する書籍
印刷製本費	会議資料、活動資料、パンフレット等
通信費	郵便料金等
保険料	行事等の開催時に掛ける損害賠償保険
研修費	講座受講料、大会等参加費（宿泊費を除く。）
食糧費	講師等の賄い（昼食代等）に係る費用に限る
使用料	事業実施に伴う施設使用料及び物品の借上費
備品費	設立援助型に限り認める。団体の運営を効果的・効率的にする物品。1品につき1万円以上で、5万円を限度とする
その他これらに類する経費	必要があると認めたとときに限る

別表2

支援率及び限度額

種別	支援率	限度額
提案型 応募型	50%	100万円
設立援助型	80%	100万円